明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）

独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（一五）　五

〔政　令〕
○児童福祉法施行令の一部を改正する政令（九五）　五

〔府　令〕
○内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府一四）　五
○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（同一五）　六
○金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令（同一六）　七
○公益認定等委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（同一七）　七

〔省　令〕
○法務省定員規則の一部を改正する省令（法務一四）　八
○日本銀行政府担保振替国債取扱規則（財務一四）　八
○政府担保振替国債取扱規則（同一五）　八
○義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令（文部科学一〇）　一二
○文部科学省組織規則の一部を改正する省令（同一一）　一七
○文部科学省定員規則の一部を改正する省令（同一二）　一八
○国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令（同一三）　二
○雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働四八）　二
○厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同四九）　三五
○農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（農林水産一七）　四〇
○農林水産省組織規則の一部を改正する省令（同一八）　四五
○野菜生産出荷安定法施行規則の一部を改正する省令（同一九）　四六
○農林水産省定員規則の一部を改正する省令（同二〇）　四六
○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同二一）　四九
○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定に関する省令の一部を改正する省令（同二二）　四九
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通三四）　四九
○地方防衛局組織規則の一部を改正する省令（防衛六）　五〇
○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（同七）　五〇

〔規　則〕
○会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則（会計検査院二）　五〇
○会計検査院事務総局定員規則の一部を改正する規則（同三）　五〇
○人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を改正する人事院規則（人事院二―三―三三）　五〇
○人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部を改正する人事院規則（同二―一四―六）　五一
○人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を改正する人事院規則（同九―二―六〇）　五一
○人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則（同九―六―七一）　五一
○人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則（同九―八―七三）　五一
○人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則（同九―一七―一二五）　五一
○人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則（同九―三〇―七三）　五一
○人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則（同九―五五―一〇六）　五一
○人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則（同九―一二三―五）　五二
○国家公安委員会行政文書管理規則（国家公安委八）　五二

〔告　示〕
○東海地震に係る地震防災対策強化地域を指定した件（内閣府一八）　五五
○東南海・南海地震防災対策推進地域を指定した件（同一九）　五五
○沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第一号及び第一号の二の規定に基づき主務大臣が定める資金を定める件の一部を改正する件（内閣府・財務一）　五六
○沖縄振興開発金融公庫法施行令第一条の二の規定に基づき主務大臣が定める小口の教育資金の貸付けに係る所得の金額の算定方法等を定める件の一部を改正する件（同二）　五六
○沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する件（同三）　五六
○沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件の一部を改正する件（同四）　五六
○国家公安委員会に係る行政文書ファイル管理簿を閲覧する事務所の場所を定める件（国家公安委九）　五七
○警察庁に係る行政文書ファイル管理簿の閲覧場所を定める件（警察庁一）　五七

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、四ページに掲載されています。